

1. 幼児教育の無償化の対象

(1) 保育料の無償化

満3歳児クラス、3歳児クラス～5歳児クラスに通う園児が無償化の対象です。

無償化の上限額は、月額25,700円までとなりますので、保育料が25,700円を超える場合、その差額は保護者の負担になります。

教材費、通園送迎費、食材料費などは、これまで通り保護者にご負担いただきます。なお、入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。

(2) 預かり保育料の無償化

共働き世帯など保育の必要性があることの認定を受けた、3歳児クラス～5歳児クラスに通う園児が、預かり保育を利用した場合、利用日数×450円（月額上限11,300円）まで無償となります。

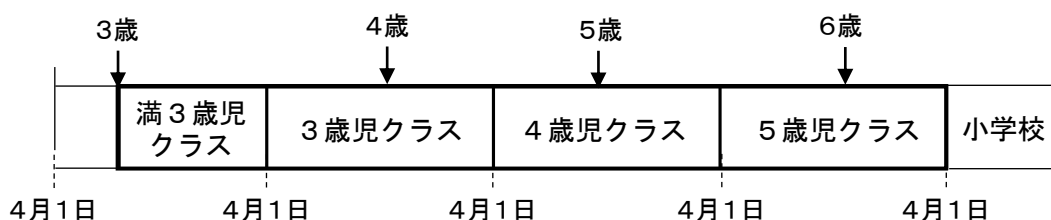
また、住民税非課税世帯の満3歳児クラスの園児についても、共働き世帯など保育の必要性があることの認定を受けた場合、利用日数×450円（月額上限16,300円）まで無償となります。

(3) 給食費のうち副食費（おかず代等）の無償化

給食費は保護者に負担いただきますが、住民税非課税世帯の園児や、同一世帯員の市町村民税所得割額合算額が77,101円未満（年収約360万円未満相当）世帯の園児、第3子以降の園児は、給食費のうち副食費（おかず代等）の無償化を受けられます。

対象となる費用	月額	対象
保育料	25,700円 ※25,700円を超える場合は、超える額は保護者負担	・満3歳児クラスから5歳児クラスの全ての園児
預かり保育料	【450円×利用日数】と【実際に支払った額】を比較して低いほうの金額。 ※満3歳児クラスは16,300円、3歳児クラスから5歳児クラスは11,300円を超える場合は、超える額は保護者負担	・保育を必要としている3歳児クラスから5歳児クラスの園児 ・住民税非課税世帯で、保育を必要としている満3歳児クラスの園児
副食費 (おかず代等)	【4,700円】と【実際に支払った額】と比較して低いほうの金額。	・住民税非課税世帯の園児 ・同一世帯員の市町村民税所得割額合算額が、77,101円未満（年収約360万円未満相当）世帯の園児 ・第3子以降の園児 など

○クラスの考え方



2. 幼児教育の無償化を受けるには

費用の無償化を受けるには、事前に、1号から3号までのいずれかの認定（認定区分）を受ける必要があります。申請日より前に遡って認定を受けることはできませんので、入園後すぐに無償化を受けるには、入園前に申請してください。

○認定区分とは…

- **1号** …保育料のみ無償化を希望する方
- **2号** …保育料の無償化のほか、**預かり保育料**の無償化も希望する方
 - ・ 3歳児クラスから5歳児クラスで、保護者（父母）が保育を必要とする事由に該当している方が対象です
- **3号** …保育料の無償化のほか、**預かり保育料**の無償化も希望する方
 - ・ 満3歳児クラスで、保護者（父母）が保育を必要とする事由に該当しており、かつ、住民税非課税世帯の方が対象です

（注意）3号の認定を希望する場合、市町村民税の課税状況が確認できない場合は、認定ができません。

クラス	世帯区分	保育料のみ無償	保育料+預かり保育料の無償
満3歳児 クラス	住民税非課税世帯	1号の認定を受けた方	3号の認定を受けた方
	住民税課税世帯		
3-5歳児 クラス	全ての世帯		2号の認定を受けた方

3. 保育を必要とする事由について

2号 または **3号** の認定を受け、預かり保育料の無償化を受けるには、全ての保護者（父母）が下記の「**保育を必要とする事由**」に該当することが必要です。

保育を必要とする事由	詳細
㊦就労	保護者ひと月あたりの就労時間が60時間以上ある場合（残業時間は除きます）
㊧妊娠・出産	出産（予定）日の前後各8週間程度
㊨求職活動	保護者が求職活動のため、園児を保育できない場合（求職活動を理由に認定できるのは、 <u>保護者一人に対して最大3か月間のみ</u> です）
㊩就学	保護者が就学することにより、子どもを保育できない場合（月60時間以上の就学時間が必要です）
㊪保護者の疾病、障がい	保護者が疾病・障がい状態にあり、保育ができないと判断する場合（医師の証明や障害者手帳の写しが必要です）
㊫同居親族の介護・看護	保護者が同居する親族の介護や看護により、子どもを保育できない場合
㊬災害復旧	保護者が災害の復旧にあたるため、子どもを保育できない場合
㊭育児休業	育児休業取得時におおむね6か月以上同じ幼稚園の預かり保育を継続して定期的にご利用しており、子どもの心身の発達のために継続した保育が必要と認められる場合
㊮その他	上記に類する状態にあると市長が認めたとき

4. 申請方法と申請に必要な書類

(1) 申請時期

- ① 4月入園される場合…入園する前の**2月15日**までに、入園予定の幼稚園へ申請書類を提出してください。
- ② 途中入園される場合…入園する月の**前月15日**までに、入園予定の幼稚園へ申請書類を提出してください。

(2) 申請に必要な書類

- ① **保育料のみ**無償化を希望される方（**1号**の認定）
【提出書類】 ・施設等利用給付認定申請書(1号認定用)…**茶色**の申請書
- ② **保育料**の無償化のほか、**預かり保育料**の無償化も希望される方
 (**2号** 又は **3号** の認定)
【提出書類】 ・施設等利用給付認定申請書(2・3号認定用)…**紫色**の申請書
 ・保育の必要性の認定事由の添付書類
 (保育を必要とする事由ごとに必要な書類が異なります。
 以下を参照のうえ、必要書類を提出してください。)

○必要な添付書類（保護者1人につき1枚ずつ提出してください。）

保育を必要とする事由	必要な添付書類
㉞就労	就労証明書（保護者一人につき一枚）
㉟妊娠・出産	家族の状況証明書（就労以外用） 母子健康手帳の写し (表紙及び出産日がわかるページ)
㊱求職活動	家族の状況証明書（就労以外用） ハローワークの発行する「ハローワーク受付票」の写し
㊲就学	家族の状況証明書（就労以外用） 在学証明書及び時間割表等
㊳保護者の疾病、障がい	家族の状況証明書（就労以外用） 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し ※病気の場合は、医師の証明が必要です。
㊴同居親族の介護・看護	家族の状況証明書（就労以外用） ※医師の証明が必要です。
㊵災害復旧	申立書（災害用）
㊶その他	その他、市長が必要と認める書類

(3) 提出の際の注意事項

- ・認定申請書の用紙が異なりますので、確認のうえ提出してください。
- ・2号または3号の認定を希望する場合は、添付する書類も忘れず提出してください。
- (注意) **3号認定を希望される方は住民税非課税世帯**のみ対象となります。
- ・園児1名に対し、一つの封筒に入れて幼稚園に提出してください。

5. 保護者の記入方法

申請の際は、保護者のうち代表して1人の方の氏名を「代表保護者」として記入していただきます。

認定の決定を受けたのち、無償化に関する書類の提出者は、記入いただいた「代表保護者」となりますのでご注意ください。

なお、「代表保護者」を変更する場合は、別途手続きが必要となります。

施設等利用給付認定決定通知書			
施設等利用費に係る施設等利用給付認定の申請について、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。			
記			
認定番号		施設等利用給付認定区分	
子どもの氏名		子ども生年月日	
保護者の氏名		決定年月日	
保育必要性認定事由			
認定期間	～		

※認定を決定した後に、通知書を送付します。

保護者氏名の欄に記載がある方が、代表保護者となります。

6. 認定内容に変更が生じた場合について

認定されたのち、内容等に変更が生じたときは、「施設等利用給付認定変更申請書（変更事項届出書）」の提出が必要となります。

申請書を提出した翌月からの認定となりますので、変更となる月の前月の15日までに各幼稚園へ提出してください。申請の翌月からの変更となります。遡って認定を変更することはできません。

【変更申請が必要な例】

- ・代表保護者を変更する場合
- ・就職や就労時間が増え、保育を必要とする事由に該当する場合
- ・退職や休職・勤務時間短縮等により保育を必要とする事由に該当しなくなった場合
- ・転職をした場合
- ・産前産後休暇を取得した場合
- ・育児休暇を取得した場合
- ・就労証明書の雇用期間が満了した場合
- ・出産予定日と出産日が異なることにより認定期間に変更が生じる場合
- ・離婚、再婚による世帯員の変更
- ・3号認定で、市民税の課税状況が変わった場合
(非課税から課税世帯になった場合) など

※変更の内容によっては、認定結果が変わりますので、ご注意ください。

※必要に応じて、添付書類の提出が必要です。（「○必要な添付書類」参照）

※お子様お一人につき1枚ずつ変更の申請手続きが必要です。

7. 保育料の給付方法 (1号、2号、3号 の認定を受けた方)

保育料（月額上限 25,700 円）は、保護者に代わって幼稚園に支払います。
保育料が 25,700 円を超える場合の差額は、保護者が幼稚園に支払ってください。
※保護者からの請求は必要ありません。



8. 注意事項

- ・ 預かり保育の利用料を無償化の対象とするためには、「保育の必要性」の認定（2号または3号認定）を取得する必要があります。
- ・ 2号または3号認定を取得されている方は、保育の必要性を確認するため、現況届を毎年提出いただきます。
- ・ 2号または3号認定の取得事由が「㊦就労」で認定された場合で、就労期間が有期雇用の方は、雇用期間更新後に就労証明書の再提出が必要となります。
（雇用期間の更新が確認できない場合は、認定を1号に変更する場合があります。）
- ・ 2号または3号認定を取得されている方が、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、すみやかに1号認定への変更申請を行ってください。届出が遅れた場合、さかのぼって認定を取り消す場合があります。
- ・ 2号または3号認定の取得事由「㊧妊娠・出産」で認定された場合、産後8週間後1号認定への変更申請が必要です。他の事由で2号認定を継続する場合は、必要な書類を添付してください。